

議会基本条例検討協議会（第24回）

平成25年 5月13日（月）

場 所：委員会室

1 逐条解説について（資料1）

2 その他

午後1時00分 開会

【河崎会長】 本日は、みんなの党大和は佐藤議員が代理出席である。

1. 逐条解説について

【河崎会長】 本日の資料について、事務局から説明する。

※事務局次長から資料1に基づき説明。

【河崎会長】 本日は第13条から協議する。何か意見等はあるか。

【窪委員】 逐条解説では、一般質問は市の一般的な事務「等」となっており、「等」は市の一般的な事務以外と捉えてよいか。

【河崎会長】 事務局から「等」の説明ができないとの指摘があり、「等」は前回削除している。事務局から再度説明する。

【議事担当係長】 会議規則第61条で「議員は、市の一般事務について、議長の許可を得て質問することができる」と規定されている。解説に「等」と入れると、何を指すのかと問われたときに答えることができないため、会議規則と同様にさせていただいた。

【窪委員】 直接的に市の一般事務にかかわらない政治的な問題も質問した前例はかなりある。そういうことが基本条例の規定により制約を受けることはないか。

【議事担当係長】 市側の答弁は、政治的な問題であっても、あくまでも市の一般事務にかかわる範囲として行われていると承知している。

【窪委員】 過去の事実を踏まえて、一般事務に直接的な関係がなくても答弁するのは当たり前と考える。

【河崎会長】 逐条解説で「等」を取ることに反対とのことか。

【窪委員】 入れておいたほうが、広い範囲で質問できる。

【河崎会長】 「等」を取る、取らないについて、他の委員から意見等はあるか。

【赤嶺委員】 逐条解説に「等」を入れることで、会議規則を超えるような捉え方ができるのか。

【議事担当係長】 会議規則には「市の一般事務について」という規定しかない中で、「等」が何を指すのか説明できない。

【中村副会長】 第13条は一般質問が何かという条ではなく、一般質問の方式を規定している条である。いろんな意見があるのなら、一般質問は何かという解説を削除してはどうか。

【河崎会長】 条文にも定義が入っているので、逐条解説の1行目を削除してはどうかという意見か。

【中村副会長】 そうである。

【河崎会長】 窪委員は解説を削除することでどうか。

【窪委員】 削除でよい。第13条は一般質問のあり方の規定との理解であればよい。一般質問の範囲という捉え方は問題がある。

【河崎会長】 解説の1行目「議員は」から「できます。」までを削除することでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 第 13 条については以上のとおりでしょうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第 14 条について、意見等はあるか。

【佐藤委員】 2 点目の解説の「立候補制は採れないとする解釈が一般的です。」を削除すべきと考える。

【河崎会長】 議論の経過の中で、立候補制が採れる立場を支持する委員もいたが、今回は立候補制を採れない立場で条文をつくっている。しかしながら所信表明を行っているということを記載した。

【佐藤委員】 立候補制を採っていない議会が多いのも事実で、市議会議長会の担当者が採れないとの見解を示しているのも事実だが、それを一般的とまで拡大解釈するのはいかがか。

【河崎会長】 削除しないほうがよいとの意見はあるか。なければ削除でよいか。

全 員 了 承

【赤嶺委員】 3 点目の解説の「透明性を確保するため、」を削除したい。

【河崎会長】 削除することでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 第 14 条については以上のとおりでしょうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第 15 条について、意見等はあるか。特になければ、案文のとおりでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第 16 条について、意見等はあるか。特になければ、案文のとおりでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第 17 条について、意見等はあるか。特になければ、案文のとおりでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第18条の解説の「※「調製権及び提案権」とすることを検討」について、事務局から説明を求める。

【議事担当係長】 「調製権」という言葉だけでなく、調製した上でそれを議会に提案していくという意味から、「調製権及び提案権」としてはどうかと提案がされている。

【河崎会長】 「調製権」を「調製権及び提案権」に変更することで、第18条についてはどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第19条について、意見等はあるか。特になければ、案文のどおりでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第20条について、意見等はあるか。

【佐藤委員】 1点目の解説の「市民の意思」、4点目の解説の「市民意見」は、同じ意味として捉えるべきで、「住民の意思」に統一すべきではないか。

【窪委員】 自治基本条例との関係で、条文では「住民の意思」としていると理解している。

【二見委員】 新政クラブは、参考資料の解説にしたいと考えている。この解説案だと、定数を減らしたくないと思われてもおかしくない表現が入っており、そこは触れないほうがよい。

【河崎会長】 定数と報酬は、市民の関心が高く、しっかりと解説をしておいたほうがよい。参考資料の解説は、少しシンプルではないか。

【二見委員】 例えば「監視機能が低下する恐れがあります」などは減らしては駄目だと書いていると思われかねない。定数は、ふやしたほうがよいという議員もいれば、減らしたほうがよいという議員もいる。議員がこのように解説しないほうがよい。

【河崎会長】 1点目の解説では減らさないほうがよいという意見を入れ、2点目の解説では減らすべきとの議論があるということを入れている。ただ、2点目は後段で人口はふえているが議員は減っているとの記載であり、減らさないほうがよいとの意見をたくさん拾っている感じはある。

【中村副会長】 詳しく書いてあるので余計わかりにくくなっている。条文では「住民」であるが、解説では「市民」である。2点目の解説は人口に対する議員の割合が記載されており、市民の代表なのか住民の代表なのかどちらなのかなど、「市民」の考え方、「住民」の考え方が統一されていない現状では、深く解説するとかえってわかりづらくなる。

【河崎会長】 それを考慮すると、1点目の解説は冒頭から2行目の「ことから、」までは削除でよいのではないか。「議員定数は、市民の代表として」以下は生かす。

【中村副会長】 条文が「住民」なので、「市民」ではなく「住民」ではないか。

【河崎会長】 逐条解説案を提示した後に、条文を「市民意見」から「住民の意思」に変更した経過がある。「市民の代表」は「住民の代表」とし、「市民意思」は生かすことでよいかもしいない。シンプルにするなら「議員定数は、市民の代表としての機能を十

分に発揮しうる数が必要です。」だけでよいかもしれない。

【中村副会長】 「市民の代表」なのか。

【山田委員】 先ほど「住民の代表」にしている。

【赤嶺委員】 新政クラブの提案に賛成である。定数のあり方はさまざまな意見があるので、ここで解説しなくてよい。

【河崎会長】 参考資料の解説を入れて、どこを削除するのか。

【赤嶺委員】 参考資料の解説だけでよい。

議員定数を定めている条例の逐条解説はあるのか。

【議事担当係長】 後ほど提示する。

【河崎会長】 それがあればどうなのか。

【赤嶺委員】 それがあれば、この条で議員が多い少ないという説明は必要ない。

【中村副会長】 参考資料の解説の「市民意見」は、条文の変更に伴い「住民の意思」に改める。

【河崎会長】 2点目の解説の1文目は削除しても、「大和市議会の議員の定数は」以下は生かすべきである。4点目の解説の条例の名称は生かしたい。

【中村副会長】 2点目の解説で「行財政改革の一端として、議員定数を減らすべきという議論があるのも事実です」とあるが、意見を持っている方はいると思うが、こういう議論があるのは、今の大和市議会あるいは大和市の中で事実なのか。

【河崎会長】 陳情が提出されたこともあり、減らすべきとの議論があるのは事実と認識しているが、事務局の認識はどうか。

【事務局次長】 平成23年の改選期前に議員の定数を定める条例を改正しているが、その時にも陳情が出されていたと記憶している。それ以降は定数に関する陳情は提出されていないと記憶している。

【井上委員】 別に定める条例の名称は入れても構わない。

※事務局から「大和市議会の議員の定数を定める条例逐条解説」を配付。

【河崎会長】 現状定数は28名だが、逐条解説は更新されていないのか。

【議事担当係長】 総務部総務課にホームページの更新を依頼しており、他の条例改正と合わせたタイミングで更新されることになると思う。

【河崎会長】 地方自治法で人口に応じて議員定数を定めていた規定が削除された。そのこの部分はどうするのか。

【議事担当係長】 そのこの部分の解説は、削除を予定している。

【赤嶺委員】 この条の逐条解説案を「大和市議会の議員の定数を定める条例逐条解説」に追加することは可能か。

【議事担当係長】 逐条解説は条例所管課に記載が任されている。議会内で合意が得られればそのような内容を掲載することもあるかと思う。条文のように法的な整合性まできっちり求められているものではないが、わかりやすく簡潔にというところは求められている。

【中村副会長】 議員定数は、民主的な議会を構成するために必要な数というのが中心的な考え方であるが、2点目の解説は「行財政改革」とお金の話がいきなり出てきて、かえってわかりにくくなるので、入れないほうがよい。

【大波委員】 「市民の意思」と「市民意見」を「住民の意思」に変えるだけで、ほか

は案文どおりでよい。定数が減らされ住民の意思が反映されにくい状態になってきているが、それは財政的な理由というのが今までの率直な意見であった。よって、ここの記載は残すべきである。

【河崎会長】 「行財政改革の一端として」は重要ということか。

【大波委員】 そうである。今までそういうことで減らされてきた。

【赤嶺委員】 それはここではなく「大和市議会の議員の定数を定める条例逐条解説」に記載すべきである。ここは「議員定数は別の条例で定める」という条文であり、「別の条例」の中身にまで踏み込む必要はない。

【大波委員】 一番肝心なのは数であり、数は「大和市議会の議員の定数を定める条例」で規定されている。この条の解説は、議会基本条例の基本的な意味合いの数はこうだという解説なので、必要である。

【窪委員】 議員定数は民主主義の問題である。行財政改革で削減されるべきではない。確かに行財政改革で減らされてきたが、それを記載する必要はない。民主的な議会を構成するために市民の意見が十分に反映される人数であることが、一番大事である。

【大波委員】 議会ではなく、大和市政が民主的かどうかではないか。

【山田委員】 住民の意思が議員によって反映されていくから人数を減らすべきではないとの考え方は全員一緒と考えるし、一番重要な部分なので、そういうところを残していきたい。1点目の解説は「議員定数は、住民の代表としての機能を十分に発揮しうる数が必要です。」とし、以下の部分は多いと思っているのか少ないと思っているのか微妙な感じが出てくるので削除する。2点目の解説は、1文目は現段階では議員定数を減らすべきとの議論は起きていないと思うので削除して「大和市議会の議員の定数は」以下は生かし、3点目と4点目の解説は事実であるので、4点目の「市民意見」を「住民意見」に変えて生かすのがよいのではないか。

【古谷田委員】 参考資料の案はすっきりしていてわかりやすいが、もう少し足してもよいのではないか。2点目の解説の人口が約2倍になっていることは事実なので、参考資料のわかりやすい案にプラスして少し生かせればと考える。

【河崎会長】 参考資料の案でよいと考えているが、「民主的な議会を構成するために」は、それだけでよいのかとの指摘もあり、市政についても入れるなどで解決できればと思っている。

【井上委員】 参考資料の案の「別に条例」の次に「(大和市議会の議員の定数を定める条例)」を加え、その後2点目の解説の事実部分「大和市議会の議員の定数は」以下の文章を加えることでどうか。

【窪委員】 それでよいのではないか。

【河崎会長】 「民主的な議会」だけではないとの部分はどうか。

【窪委員】 「民主的な市政」ではどうか。

【河崎会長】 民主的な市政が議員定数で実現できるのか。

【大波委員】 一つの要素である。

【窪委員】 「民主的な市政を求めるために」ではどうか。議員はいろんな立場の住民の意見を代表している。それを市政に反映させるために適正な定数がある。

【佐藤委員】 2点目の解説の冒頭の文章は削除すべきとのことだが、一般質問で議員定数を減らす提案をしたこともある。そのことは「議論があるのも事実です」というこ

とにならないか。一般質問は「議論があるのも事実」に当たらないから削除されるのか、別問題で削除されるのか。

【河崎会長】 市民意見を受けて一般質問をしたということか。

【佐藤委員】 そうである。

【河崎会長】 事実はあるということになる。

【佐藤委員】 そうであれば削除すべきではない。

【窪委員】 民主主義の問題を行財政改革の名のもとにやるのはいかがかと批判してきた。

【中村副会長】 議会の中に議員定数を検討する会議を設置し検討しているとか、継続的な議会改革の中で議員定数削減が項目に上がっていて、それを皆で協議している現状があるなら議論があると書いてよいと思うが、一般質問や党の主張があるので議論があると言ってよいのか確認したい。議論があるとの認識であるなら書くべきだが、意見があることは事実だが議論とまで言えるのか。

【河崎会長】 議員定数を減らすべきとの議論があるかないかについての認識はさまざまである。

【赤嶺委員】 議員定数削減の際、行財政改革の一端として削減した経緯はあったのか。

【議事担当係長】 平成 22 年の 9 月定例会で、議員定数を 29 名から 1 名減らして 28 名にする条例改正がなされた。提案理由の説明では、市の財政状況が厳しく議会も率先してそれに協力すべきとの趣旨の内容も含まれていたと記憶している。

【赤嶺委員】 井上委員が述べた案でよいと思うが、行財政改革の部分を削除すべきでないとの意見もあるので、「議論があるのも事実」を「意見があるのも事実」に変更して残してはどうか。

【窪委員】 1 点目の解説の「議員定数が減れば、その分だけ市民意思は反映しにくくなり、また執行機関の監視機能が低下する恐れがある」を受けての行財政改革云々である。行財政改革を生かすなら、この部分も生かさないと整合性が伴わないので、行財政改革の部分は削除すべきである。

【井上委員】 行財政改革という別の項目が入ってくること、「議論がある」の考え方に差異があることから、合意を得るために現段階では削除すべきである。

【河崎会長】 今までの議論を踏まえて提案したい。1 点目の解説は参考資料の解説とし、「議員定数は、民主的な議会を構成するために」の次に「また云々」として市政について記載したい。その次に「したがって、住民の意思が十分に反映される人数であることを考慮し、大和市議会の議員の定数を定める条例で定めることを規定しました。」とし、2 点目の解説は「大和市議会の議員の定数は」以下の文章とすることでどうか。

【大波委員】 それでよい。

【河崎会長】 「また云々」の部分について、提案はないか。

【中村副会長】 「議会が住民の代表としての機能を十分に発揮するために」ではどうか。

【河崎会長】 「十分に」が重なってしまう。

【窪委員】 市政を監視するとか、住民の意見を市政に反映させるということではないのか。

【河崎会長】 「民主的な議会を構成するために」がわかりにくい。

【佐藤委員】 1点目の解説の「したがって」以下は、「多種多様な住民の意思が十分に反映される人数」としてはどうか。

【河崎会長】 通しではどうなるか。

【佐藤委員】 前の部分は固まっていないのではないか。

【河崎会長】 前が固まらないと終わりの部分も決まらない。

【赤嶺委員】 「議員定数は、民主的に住民の意思を市政に反映できる議会を構成するためには、大変重要なことです。」でどうか。

【窪委員】 そういう趣旨ではないか。

【大波委員】 そういうことだと思う。

【河崎会長】 「したがって、住民の意思が十分に反映される人数」となると被るのではないか。

【赤嶺委員】 その部分がいらなくなるかもしれない。

【窪委員】 「議員定数は、民主的に住民の声を市政に反映するために大変重要です。したがって、住民の意思が十分に反映される民主的な議会を構成する人数であることを考慮し」としてはどうか。「民主的な議会」を後段に持っていく。

【河崎会長】 「議員定数は、議会が住民の代表としての機能を発揮するために、大変重要なことです。したがって、住民の意思が十分に反映される民主的な議会を構成する人数であることを考慮し」となるか。

【窪委員】 先ほど述べた案は、赤嶺委員が提案した「市政に反映する」を入れている。

【河崎会長】 赤嶺委員の提案を再度述べてもらいたい。

【赤嶺委員】 「議員定数は、民主的に住民の意思を市政に反映できる議会を構成するためには、大変重要なことです。」である。

【河崎会長】 窪委員は、「民主的な議会」を後段に持っていくと提案している。

【窪委員】 「議員定数は、民主的に住民の意思を市政に反映するために大変重要です。したがって、住民の意思が十分に反映される民主的な議会を構成する人数であることを考慮し」である。

【河崎会長】 「民主的」が2回出てくるのか。

【窪委員】 前段の「民主的」は市政に反映するということである。それが赤嶺委員の提案だと思っている。

【河崎会長】 後段でも「民主的」と入れるのか。

【窪委員】 「民主的な」を削除し、「住民の意思が十分に反映される議会を構成するため」でもよい。

【河崎会長】 赤嶺委員と窪委員の意見をまとめると、1点目の解説は「議員定数は、民主的に住民の意思を市政に反映するため大変重要です。したがって、住民の意思が十分に反映される人数であることを考慮し、大和市議会の議員の定数を定める条例において定めることを規定しました。」とし、2点目の解説は「大和市議会の議員の定数は」以下の文章とすることでどうか。

【佐藤委員】 2点目の解説に前段として、「議員定数を減らすべきという意見があるのも事実です。」と入れるべきと考える。

【河崎会長】 1点目の解説では、ふやす、減らすと記載していないので、「減らすべきとの意見があるのも事実です」とするのは、現状の解説案では繋がらないのではないか。

【井上委員】 そうだと思ふ。

【山田委員】 そのとおりである。

【河崎会長】 事務局に先ほどの案の確認を求めらる。

【議事担当係長】 1点目の解説は「議員定数は、民主的に住民の意思を市政に反映するため大変重要でず。したがって、住民の意思が十分に反映される人数であることを考慮し、大和市議会の議員の定数を定める条例において定めることを規定しました。」とし、2点目の解説は「大和市議会の議員の定数は、ピーク時は34人（昭和46年～62年）でしたが、徐々に減少し、平成23年の選挙から28人になっています。議員一人当たりの人口は、昭和50年当時から平成24年で約2倍になっています。」となる。

【河崎会長】 第20条については以上のとおりでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第21条について、意見等はあるか。

【佐藤委員】 4点目の解説として「本条文は、地方自治法第112条にある議案提出権を制限するものではありません。」と追加すべきと考える。

【井上委員】 議員報酬と議案提出権は、全然違う話ではないか。

【佐藤委員】 例外措置以外は議案提出できないと解釈されかねない。

【窪委員】 自治法第112条は、議員報酬の削減を提案できるという条文か。

【河崎会長】 議員の議案提出権を規定している。

【窪委員】 議員の報酬の削減も提案できるということになるのではないか。

【河崎会長】 すべての議案を提出できる。

【窪委員】 報酬をお手盛りで上げる提案もできることになる。だから、誤解を生まなためために第三者機関に委ねるのは当然だと思ふ。

【佐藤委員】 お手盛りがいけないから報酬審の答申を受けるというのはそのとおりだが、お手盛りでないときにもこの規定に縛られるのかどうかである。

【河崎会長】 減らすことを考えていると思ふが、2点目の解説の書き方からすると、それができなくなるということか。

【佐藤委員】 そうである。

【河崎会長】 しかし、提案のあった4点目の書き方だと、お手盛りでも改正できるという抜け道的な解説になる懸念もある。2点目の解説の書き方を変えたほうが、佐藤委員の問題意識に沿うのではないか。

【中村副会長】 条例は法律の範囲内でしか制定できない。書くまでもなく自治法第112条の規定により提案できるので、あえて書かなくてもよいのではないか。

【窪委員】 議員の議案提案権は、この条文により制約されるわけではない。みんなの党大和が提案して、議会で過半数の議員が賛成すれば、改正されることはあり得る。

【河崎会長】 事務局から何かあるか。

【議事担当係長】 自治法第112条は例外に含まれ、議案提出できると理解できるが、あえてこの条文を設けることと、うまく整合しないのではないか。

【河崎会長】 2点目の解説の「場合」を「場合等」としてはどうか。

【議事担当係長】 条例の直接請求を受けて長が20日以内に議会に送付しなければいけ

ないという場合もあるので、「等」を入れてもらったほうがよい。

【河崎会長】 文末は「行うことができることを認めるものです」ではどうか。

【大波委員】 「行うことができます」でよいのではないか。

【河崎会長】 「行うことを認めるものです」ではどうか。

【窪委員】 それでよいのではないか。

【佐藤委員】 1点目の解説「議員の報酬や市長等の給与の額については」の次に「増額する際、客観的見解を求めるため」と挿入したい。

【河崎会長】 減額するときも必要ではないか。

【山田委員】 減額するときも諮問されている。

【中村副会長】 2点目の解説は先ほどの案でよいと考える。1点目の解説は、「議員報酬については、透明性、公平性を担保するために、「大和市特別職報酬等審議会」の審議結果を受けて、別に条例で定めることとしました。」としたい。原案では何のために報酬審の審議結果を受けて定めるのかの解説がない。透明性、公平性を担保するためとしっかり解説したい。3点目の改正は削除でお願いしたい。

【窪委員】 それでよいのではないか。

【河崎会長】 別に定める条例名は入れたい。

【中村副会長】 どこに入れるのか。

【河崎会長】 「審議結果を受けて、「大和市議会議員の議員報酬等に関する条例」で定めることとしました」である。

【中村副会長】 それで結構である。

【河崎会長】 実際に定めているので、「定めています」にしてもらいたい。

【中村副会長】 了承した。

【窪委員】 「市長からの諮問に応じて」は入れないのか。現実はそうなっている。

【中村副会長】 事実そうであるので入れても構わない。「市長からの諮問を受けた「大和市特別職報酬等審議会」の審議結果を受けて」とするか。

【窪委員】 そういうことになると思う。

【河崎会長】 1点目の解説は「議員報酬については、その透明性、公平性を担保するために、「大和市特別職報酬等審議会」の答申を受けて、「大和市議会議員の議員報酬等に関する条例」で定めています。」とし、2点目の解説は「場合」を「場合等」とし、文末を「条例改正を行うことを認めるものです」とし、3点目の解説は削除する。第21条については以上のとおりでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第22条について、意見等はあるか。特になければ、案文のとおりでよいか。

全 員 了 承

【河崎会長】 次に第23条について、意見等はあるか。特になければ、案文のとおりでよいか。

全 員 了 承

- 【河崎会長】 全体を通して何かあるか。
- 【二見委員】 前半部分でいくつか自治基本条例の引用が入っており、削除してほしい。
- 【河崎会長】 例えばどこか。
- 【二見委員】 前文の4点目の解説である。
- 【河崎会長】 ここをすべて削除か。
- 【二見委員】 そうである。
- 【窪委員】 ここが削除されるなら、日本共産党はこの条例に合意できない。
- 【二見委員】 残すのであれば、この場では判断しかねる。
- 【赤嶺委員】 一度合意されている。
- 【河崎会長】 ほかはどうか。
- 【二見委員】 第3条の1点目の解説「大和市自治基本条例では」以下を削除である。
- 【河崎会長】 どのような理由か。
- 【二見委員】 自治基本条例の引用は削除というのが、会派の方針である。
- 【河崎会長】 議長が、自治基本条例があるという前提で議会基本条例を策定してほしいと述べている。
- 【二見委員】 議長としての意見と、会派としての方針は別である。
- 【河崎会長】 逐条解説としては、他の関連する条例の関係も説明したほうが、市民や本協議会の委員ではない議員にはわかりやすい。新政クラブがこだわってきたのは市民の定義であって、こういうところで議論が紛糾した経過はない。
- 【窪委員】 自治基本条例には異論があり、そこで定める市民の定義にも異論がある。しかし、日本共産党も企業に対しても説明する場合もあり得るので、同条例で規定している議会の責務は、この部分は問題ないと考える。
- 【河崎会長】 ほかにはあるか。
- 【二見委員】 以上である。
- 【大波委員】 24回に渡って、会派の代表として決めてきた。代表で出ている委員として、会派で説得していただきたい。
- 【河崎会長】 これまでの審議経過を踏まえても、全体として今取り上げなければならぬ重要な課題ではないと認識するので、会長としても、ぜひ会派内で合意してもらいたい。
- 【事務局次長】 一部ペンディングになっていた部分があり、事務局で気になる点もあったので、ここで確認いただきたい。
- まず、前文について、窪委員から「憲法が規定する地方自治の本旨にのっとり市民全体の福祉の向上」で自治基本条例の「市民」とすることに問題はないかとの提起があり、今後検討となっている。「憲法が規定する地方自治の本旨」は4点目の解説にあるように、自治体の組織や運営は、地方自治の本旨に基づいて法律で定めることになっているが、現状の前文の規定では、「地方自治の本旨」が「市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある」とつながっており、かみ合わないのではないか。
- 【窪委員】 どこがかみ合わないのか。
- 【事務局次長】 自治体の組織や運営については、地方自治の本旨にのっとり法律で定

めることを憲法第 92 条はうたっており、「市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある」という規定は直接的にはない。間接的に、そういった組織をつくっていくことが、地域社会の活力ある発展などにつながるということで意味が通じないわけではないが、一義的には組織や運営に関することを地方自治の本旨にのっとり決めていくというように、憲法や地方自治法では規定されている。

【窪委員】 憲法第 92 条では「地方公共団体の組織及び運営に関する事項は、地方自治の本旨に基づいて、法律でこれを定める」としか規定されていない。このことをどのように理解しているのか。

【河崎会長】 次長は、「地方自治の本旨にのっとり市民全体の福祉の向上」というようにつながっているが、地方自治の本旨とは直接つながらないという趣旨で述べている。

【窪委員】 そうなのか。

【河崎会長】 「のっとり」を別の何かに変える提案はあるか。

【事務局次長】 案として、「地方自治の本旨にのっとり自治を推進するとともに、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある」とすれば、意味が通じやすくなるのではないか。

【窪委員】 地方自治の本旨では、住民の福祉が求められる。地方自治の本旨は憲法第 92 条で少ししか規定がないが、あらゆる国民の生活に及んでいる。

【議事担当係長】 窪委員が述べられた内容は正しいと考えるが、憲法第 92 条は地方自治という制度的な保障であるところに、直接的に市民全体の福祉の向上とは繋がらないので、制度的な保障を持って自治を推進し、その先に市民福祉の向上があるということである。

【窪委員】 文章として適切でないなら、趣旨を損なわない範囲で変えてもらって結構である。

【河崎会長】 「地方自治の本旨にのっとり自治を推進するとともに、市民全体の福祉の向上と地域社会の活力ある発展に尽くす使命がある」とすることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 ほかに何かあるか。

【事務局次長】 前文で、「議事機関である議会及び議決権を持つ議員」とあるが、議会全体で議決権があると理解しており、議員単独で議決権を持っていると捉えられるとの疑念がある。賛否を表決する権限は持っているが、議決権との表現はいかがか。

【河崎会長】 どう修正する提案なのか。

【事務局次長】 「及び議決権を持つ議員」を削除してはどうか。

【河崎会長】 議会と執行機関が並列される形となりよいと思うが、どうか。

【大波委員】 それでよい。

【窪委員】 それでよい。

【河崎会長】 ほかに何かあるか。

【事務局次長】 第 2 条の 1 点目の解説が「市民を代表して議決すること」になっているが、条文は「住民の意思は」と変更された。このままでよいのか確認いただきたい。

【河崎会長】 ここは広く「市民」として合意ができたと理解している。

【窪委員】 ここは自治基本条例でいう「市民」で許容できる。

【河崎会長】 ほかに何かあるか。

【事務局次長】 第2条の4点目の解説は括弧書きで保留になっている。

【河崎会長】 入れる、入れないで合意できていない部分であるが、どのようにするか。

【窪委員】 自治基本条例で規定されているので、あえて入れなくてよい。

【中村副会長】 削除してほしい。自治基本条例は制定されており、それを否定しているわけではないが、問題は多いとの認識を持っており、あえてここで自治基本条例の市民の定義を記載したくない。

【河崎会長】 「、最高規範性を持つ条例であり」から「と規定した上で」までを削除して、市民の定義は入れるべきと以前主張した。最高規範性は現在学者の間で諸説があるので削除してもよいが、市民の定義をどのようにしているかは入れたほうがよいのではないか。

【大波委員】 すべて削除でよい。

【山田委員】 入れる必要はない。

【赤嶺委員】 多数の意見を尊重し、削除でよい。

【古谷田委員】 削除でよい。

【佐藤委員】 削除で構わない。

【河崎会長】 それでは削除することとしたい。

2点目の解説「そのほか、第2項で大きな役割を例示しています。」は少し変な解説になっているので、削除したい。第2条については以上のとおりでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 ほかに何かあるか。

【赤嶺委員】 先ほどの前文の「及び議決権を持つ議員」の削除であるが、議員を入れたいと主張したのは明るいみらい・やまとで、議員も緊張関係を保たなければならないとの意味で提案した。削除より修文して、「及び表決権を持つ議員」ではどうか。議会は組織であるので、組織の緊張関係を保つには議員の緊張関係を保つ必要がある。

【大波委員】 あえて入れなくてもよいのではないか。

【窪委員】 行政機関の立場に立つのではなく、市民の立場に立つという意味での緊張関係だと思う。

【河崎会長】 あえて議員も緊張関係を持つことを強調したいということか。

【赤嶺委員】 そうである。

【河崎会長】 無理に「表決権」を持つまでは生かさなくてもよいが、「議会」だけではなく「議員」も入れたいということか。

【赤嶺委員】 「議事機関である議会及び議会を構成する議員」でも構わない。

【中村副会長】 「議会を構成する議員」のほうが、すっきりしていてわかりやすいかもしれない。

【河崎会長】 「議会及び構成員たる議員」というようになるか。

【窪委員】 「議会及び議員」でよいのではないか。

【河崎会長】 「議事機関である議会及び議員」だと、議事機関である議員となつてし

まう。

【窪委員】 「議会と議員」ではどうか。

【河崎会長】 「構成員たる議員」ではどうか。

【窪委員】 それでもよい。

【佐藤委員】 「その」を入れてはどうか。

【窪委員】 それでもよい。事務局で適切な表現にしてもらえばよい。

【河崎会長】 事務局からよい案はあるか。なければ「及び構成する議員」でどうか。

【佐藤委員】 「議会とその構成員である議員」でよいのではないか。

【古谷田委員】 「構成員」という表現はどうか。

【佐藤委員】 「議会とそれを構成する議員」でどうか。

【河崎会長】 条文で並列するとき「と」は使わないのではないか。

【山田委員】 その次にある「執行機関と」と重なってしまう。

【中村副会長】 「及び」である。

【河崎会長】 ここの表現は事務局に任せるので、スムーズにつながる表現にしてもらいたい。

【事務局次長】 「議会」と「議員」を入れるということか。

【河崎会長】 「議員」を入れることは合意しているので、出ている案の中で一番スムーズかつ適切な表現の仕方をお願いしたい。この件については、以上のとおりでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 第4条の3つ目の解説で、「執行機関のあらゆる施策を監視し、改善策を提案することを明記しました」となっているが、改善策を常に提案すると読めてしまうので「必要に応じて改善策を提案する」とすることでどうか。

全 員 了 承

【河崎会長】 ほかになければ、逐条解説については以上とする。市側と協議したあと、本協議会での協議を再開したい。

2. その他

【河崎会長】 今後のスケジュールについて、事務局から説明を求める。

【事務局次長】 本日の結果を踏まえて、市側に今後のスケジュールについて確認を取りたい。従前は約1カ月間の意見調整期間をもらいたいとの話であったが、6月定例会にも入るため、期間が延びる可能性がある。調整してスケジュールを提案したい。

【河崎会長】 1カ月かかるとすると6月定例会の途中となり、本協議会の再開は定例会後となる。6月定例会後の日程を入れておくか。

【事務局次長】 緊急的に開催することもあると思うので、日程は多めに取っておいてもらったほうがよい。

【河崎会長】 5月20日に予定していた本協議会は中止する。6月定例会最終日の6月25日に日程を取っているので、一応次回の予定日としておいてもらいたい。

【事務局次長】 この後市側と調整するが、本会議終了後、おおむね午後ということでお願いしたい。

【河崎会長】 次回は6月25日とし、市側との日程調整の結果、無理であれば連絡をすることとしたい。

傍聴の方から感想、意見等がなければ、本日は以上で終了する。

午後3時12分 閉会